

6. 公認審判員規程

(目 的)

第 1 条 財団法人日本ソフトテニス連盟（以下日本連盟という）は日本連盟及び日本連盟の支部（以下支部という）が主催する大会が円滑に運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置く。

(級 別)

第 2 条 日本連盟の公認審判員は、次の級別に区分する。

- ア. マスターレフェリー
- イ. マスターアンパイヤー
- ウ. 1 級審判員
- エ. 2 級審判員
- オ. ジュニア審判員

(職 務)

第 3 条 公認審判員の職務は、次のとおりとする。

- (1) マスターレフェリーは、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリーとなるほか、2 級審判員及びジュニア審判員の養成及び指導を行い、公認審判員の資質の向上に努める。
- (2) マスターアンパイヤーは、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によってアンパイヤーとなる。
- (3) 1 級審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりレフェリー又は、アンパイヤーとなるほか、2 級審判員及びジュニア審判員の養成並びに指導を行う。
- (4) 2 級審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。
- (5) ジュニア審判員は、日本連盟又は支部の主催する大会に主催者の委嘱によりアンパイヤーとなる。

(認 定)

第 4 条 公認審判員は、日本連盟の登録会員であって、次条に定める条件に該当する者について、次の手続きにより認定する。

- (1) マスターレフェリーは、50 歳以上の人格見識に優れた 1 級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
- (2) マスターアンパイヤーは、50 歳以上の人格見識に優れた 2 級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
- (3) 1 級審判員は、支部長の推薦により 1 級審判員養成のための検定会に参加した者について、日本連盟の審判委員会が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認めた者を

- 支部長及び日本連盟の会長が認定する。
- (4) 2級審判員は、支部が開催する2級審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認められた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
- (5) ジュニア審判員は、支部が開催するジュニア審判員養成のための検定会に参加した者について、支部が適当と認められた者を支部長及び日本連盟の会長が認定する。
2. 公認審判員として認定されるためには、公認審判員規程施行細則第5条（推薦及び認定）に定める手続きを行わなければならない。

（資格条件）

第5条 公認審判員は、次の条件をそなえなければならない。

(1) マスターレフェリー

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力を有する者。
- イ. ハンドブックに精通するとともに、十分な審判の技能を有し、2級審判員及びジュニア審判員の指導及び養成を行う能力を有する者。
- ウ. 1級審判員に認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(2) マスターアンパイヤー

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責任を果たす能力を有する者。
- イ. 2級審判員に認定されており、50歳以上の人格見識に優れた者。

(3) 1級審判員

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のレフェリーとして、審判に関することを統括してその責を果たす知識と能力を有する者。
- イ. ハンドブックに精通するとともに、十分な審判の技能を有し、2級審判員及びジュニア審判員の指導及び養成を行う能力を有する者。
- ウ. 2級審判員として4年を越える経験がある者。
ただし、原則として現在2級審判員として認定されている者。

(4) 2級審判員

- ア. 日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとして、その責を果たす能力を有する者。
- イ. 認定される日現在で、年齢満15歳以上である者。

(5) ジュニア審判員

日本連盟又は支部が主催する大会のアンパイヤーとしての能力を有する者。なお、認定される日現在、小学生又は中学生である者。

（登録等）

第6条 公認審判員として認定された者は、日本連盟の公認審判員名簿に登録するとともに、それぞれの級に応じた認定証及び徽章を交付する。

(有効期間)

第 7 条 マスターレフェリー及びマスターアンパイヤーの資格は終身とする。

2. 1 級審判員及び 2 級審判員の資格の有効期間は 6 年とする。ただし、2 級審判員の新規認定の場合の有効期間は、認定された日から 5 年の期間を経過した後、最初の 3 月 31 日をもって有効期間の満了とする。
3. ジュニア審判員資格の有効期間は、認定を受けた者が小学校及び中学校に在学している間とする。
4. ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替えにおいては、前資格をもって有効とみなす。

(資格の更新及び切り替え)

第 8 条 1 級・2 級の公認審判員はその資格の有効期間が終わるにあたり、公認審判員規程施行細則第 6 条 (2) (3) の定める手続きを行うことにより新たに認定するものとする。ただし、ジュニア審判員は 2 級審判員に切り替えて認定するものとする。

2. 1 級・2 級の公認審判員資格の更新は、その前の有効期間と連続しなければならない。ただし、ジュニア審判員から 2 級審判員への切り替えは高校生の間は認めるものとする。
3. ジュニア審判員の資格更新はないものとする。

(資格の停止)

第 9 条 公認審判員で適性を欠く行為のあった者は、その資格を停止する。

附 則

1. この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規程は、1989 年 1 月 1 日から施行する。
4. この規程は、1993 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、1994 年 6 月 4 日から改訂する。
6. この規程は、1995 年 4 月 1 日から改訂する。
7. この規程は、1999 年 4 月 1 日から改訂する。
8. この規程は、2001 年 4 月 1 日から改訂する。
9. この規程は、2004 年 4 月 1 日から改訂する。
10. この規程は、2005 年 4 月 1 日から改訂する。
11. この細則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。
12. この細則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
13. この細則は、2009 年 4 月 1 日から施行する。